

平成 30 年度第 1 回上越市地産地消推進会議次第

日時：平成 30 年 5 月 31 日(木)

午後 2 時から

会場：上越市市民プラザ 多目的学習室

1 開 会

2 議 事

(1) 上越市地産地消推進の店認定審査

(2) 平成29年度 地産地消推進事業報告

(3) 平成30年度 地産地消推進事業について

3 意見交換

4 その他

5 閉 会

平成 30 年 5 月 31 日
上越市地産地消推進会議
資 料 N O . 1

上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、上越産品を積極的に取り扱う小売店及び飲食店等を上越市地産地消推進の店（以下「推進店」という。）に認定し、当該推進店の地産地消推進の取組を広く市民や観光客（以下「市民等」という。）に周知することにより、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化の継承を図り、もって本市における農林水産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 上越産品 次に掲げる生産物の総称をいう。
 - ア 農産物 市の区域内で生産し、収穫される穀物、野菜、果物その他の農産物をいう。
 - イ 水産物 上越地域で水揚げされる魚介及び海藻をいう。
 - ウ 畜産物 上越地域で飼育される家畜の肉、卵及び乳をいう。
 - エ 加工品 前各号に掲げる食材を主原料として加工した食品をいう。
- (2) 小売店 市の区域内に存するスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直売所等をいう。
- (3) 飲食店等 市の区域内に存するホテル、旅館、割烹、レストラン、居酒屋等をいう。
- (4) 上越地域 上越市、妙高市及び糸魚川市の区域をいう。

(認定基準)

第3条 市長は、推進店の認定に当たり、認定基準を策定するものとする。

- 2 市長は、前項の認定基準（以下「認定基準」という。）の策定に当たり、あらかじめ第13条第1項に規定する上越市地産地消推進会議の意見を聴かなければならない。

(認定申請)

第4条 推進店の認定を受けようとする小売店又は飲食店等（以下「申請者」という。）は、上越市地産地消推進の店認定申請書（第1号様式）に、市長が別に定める事業計画書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、推進店の認定の可否を決定したときは、上越市地産地消推進の店^{認定}通知書（第2号様式）により通知するも_{却下}のとする。

- 2 市長は、前項の決定に当たり、あらかじめ上越市地産地消推進会議の意見を聴かなければ

ばならない。

- 3 市長は、第1項の規定により推進店として認定したときは、当該認定を受けた申請者（以下「認定推進店」という。）に対し、上越市地産地消推進の店認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を交付するとともに、必要に応じ、販売促進用資材の交付又は貸与を行うものとする。

（認定証の掲示及び広報）

第6条 認定推進店は、店内又は店頭をよく見える場所に交付又は貸与を受けた認定証及び販売促進用資材を掲示するとともに、取り扱う上越製品の広報に努めなければならない。

- 2 市長は、認定推進店の名称、連絡先その他認定推進店に関する情報を市の広報誌、ホームページ等への掲載その他の方法により、広く市民等に周知するものとする。

（認定の有効期間等）

第7条 推進店の認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、当該認定の日から当該日の属する年度の末日から起算して2年を経過する日までとする。

（認定の更新）

第8条 認定推進店は、認定期間の満了後も引き続き推進店の認定を受けようとするときは、当該認定期間の満了の日までに、市長に対し認定の更新を申請することができる。この場合において、認定の更新を受けようとする認定推進店は、市長が別に定める事業計画書を市長に提出しなければならない。

- 2 第5条の規定は、前条の規定による認定の更新について準用する。

（認定の辞退）

第9条 認定推進店は、その営業を終了したとき又は認定を辞退しようとするときは、速やかに上越市地産地消推進の店認定辞退届（第4号様式）を市長に提出するとともに、交付又は貸与を受けた認定証及び販売促進用資材を市長に返却しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 市長は、認定推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 営業を終了したとき。（前条の規定による辞退の届出がない場合に限る。）
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 次条の規定による実績報告が同条に定める期限までになされないとき。
- (4) 消費者の信頼又は上越製品のイメージを著しく失墜させると市長が認めるとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、上越市地産地消の店認定取消通知

書（第5号様式）により、認定推進店に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 認定推進店は、地産地消の推進の取組状況を、上越市地産地消推進の店実績報告書（第6号様式）により毎年度末日までに市長に報告しなければならない。

（調査）

第12条 市長は、認定推進店が認定基準を満たしているか否かについて、必要に応じて調査をすることができる。

（上越市地産地消推進会議）

第13条 市長は、本市における地産地消の推進に関し必要な事項を審議するため、上越市地産地消推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進店の認定基準に関し、第3条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 推進店の認定に関し、第5条第2項に規定する事項を処理すること。
- (3) 上越産品の生産及び消費の拡大に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

3 推進会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱し、又は任命する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 食品関連事業者の代表者
- (2) 農林水産物販売事業者の代表者
- (3) 公募に応じた市民
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める人

4 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

8 推進会議の会議は、会長が議長となる。

9 推進会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

10 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

1 1 推進会議の庶務は、農村振興課において処理する。

1 2 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月15日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

第2号様式（第5条関係）

認定
上越市地産地消推進の店 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった上越市地産地消推進の店の認定について、次
と お り 認 定
の したので通知します。
理由により申請を却下

認定	業態・業種	小売店（ ）飲食店等（ ）
	推進店の名称	
	所在地	
	認定年月日	年 月 日
却下	理由	

第3号様式（第5条関係）

上越市地産地消推進の店認定証

認定第	号
上越市地産地消推進の店	
様	
上越産品を積極的に販売し、活用し、及びPRし、上越産品の生産及び消費の拡大、食料自給率の向上並びに郷土における食文化の継承に寄与する店であることを認定します。	
年 月 日	
上越市長	
印	

第4号様式（第9条関係）

上越市地産地消推進の店認定辞退届

年 月 日

（あて先）上越市長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
担 当 者 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた上越市地産地消推進の店について、認定を辞
退しますので、次のとおり届け出ます。

業 態 ・ 業 種	小売店（ ） 飲食店等（ ）
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
辞 退 年 月 日	年 月 日
辞 退 を 希 望 す る 理 由	

第5号様式（第10条関係）

上越市地産地消の店認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で認定を受けた上越市地産地消推進の店について、認定を取り消したので通知します。なお、認定に当たり交付又は貸与を受けた上越市地産地消推進の店認定証及び販売促進用資材は、速やかに返却してください。

業 態 ・ 業 種	小売店（ ）飲食店等（ ）
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
認 定 取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

第6号様式（第11条関係）

上越市地産地消推進の店実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
担 当 者 氏 名

年度の地産地消の推進の取組状況について、次のとおり報告します。

業 態 ・ 業 種	小売店（ ）飲食店等（ ）
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
取 組 実 績	上越市地産地消推進の店実績明細書に記載のとおり
認 定 の 更 新	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

※ 推進店の認定の更新を希望する場合は、別紙の事業計画書を提出してください。

上越市地産地消推進の店 認定基準等

平成 30 年 5 月 31 日

上越市地産地消推進会議

資 料 NO. 2

1 対象店舗

- 小売店・・・市内に店舗があるスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直売所 等
- 飲食店等・・・市内に店舗がある食堂、レストラン、居酒屋、割烹、旅館、ホテル 等

2 認定基準

(1) 小売店

項 目		
必須	(1)	地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に販売・PRし、かつ今後もその取り組みを増やしていこうとする意欲のある店
	(2)	おおむね一年を通じて、地場産の食材・加工品の売場を設置し、市内(地域)産であることを消費者に分かりやすく表示している店
	(3)	推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4)	市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント, チラシ, パンフレット等の設置など)
	(5)	食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6)	地場産品フェアなどの売り出し、特売日を年に12回以上設ける店
	(7)	「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」やその加工品を年に60日以上販売する店
	(8)	地場産の食材や、地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で販売する店
	(9)	地場産の食材の生産者を分かりやすく表示している店
	(10)	地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理・加工品を年に60日以上販売する店
	(11)	地場産の食材を使用したレシピを年に20以上提供する店
	(12)	自らアンケート調査を行い、地場産の食材の販売促進に取り組む店

(2) 飲食店等

項 目		
必須	(1)	地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に活用・PRし、かつ今後もその取り組みを増やしていこうとする意欲のある店
	(2)	年間またはシーズン(旬)を通じて料理等に使用する地場産の食材を分かりやすく表示している店
	(3)	推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4)	市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店(関連事業例:キャンペーンイベント, チラシ, パンフレット等の設置など)
	(5)	食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6)	上越市産米を100%使用する店
	(7)	地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で提供する店
	(8)	上越市産の日本酒やワイン等を通年で提供し、分かりやすく表示している店
	(9)	地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理を年に60日以上提供する店
	(10)	「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」やその加工品を使用した料理を年に60日以上提供する店
	(11)	自らアンケート調査を行い、地場産の食材の消費拡大に取り組む店

3 上越産品の定義

- ア 農産物 … 市内で生産し、収穫される穀物、野菜、果物その他の農産物
- イ 水産物 … 上越地域*で水揚げされる魚介及び海藻
- ウ 畜産物 … 上越地域*で飼育される家畜の肉、卵及び乳
- エ 加工品 … アからウに掲げる食材を主原料として加工した食品

*「上越地域」とは上越市、妙高市及び糸魚川市の区域

*「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」とは、下記の16品目を指します。

高田シロウリ、仁野分しょうが、頸城オクラ、みょうが、ばななかぼちゃ、なますかぼちゃ、曲がりねぎ、オニゴショウ、ずいき、とうな、ひとくちまくわ、なす、オータムポエム、枝豆、カリフラワー、アスパラ菜

平成 29 年度 地産地消推進事業報告

1 地産地消推進の店認定数

	店舗数	内 訳		事業者数
		小売店	飲食店等	
H28 年度末合計	151 店	49 店	102 店	122 事業者
平成 29 年度第 1 回会議 認定数 (H29. 5. 18)	13 店	6 店	7 店	12 事業者
認定取消 (閉店・辞退等)	△8 店	—	△8 店	△7 事業者
重複事業者				△6 事業者
H29 年度末合計	156 店	55 店	101 店	121 事業者

(平成 30 年 3 月末)

2 取組、PR 事業

① 販売促進用資材の交付

- ・新規認定店へ認定証及び販売促進用資材を交付。
- ・現在認定している推進店へ平成 29 年度実績報告に合わせ販売促進用資材の希望調査を実施。(順次交付)

② 「上越市地産地消推進の店ガイドブック」の作成

- ・仕 様：A5 版、72 ページ、フルカラー印刷
- ・印刷部数：7,000 部
- ・配 布 先：地産地消推進の店、区総合事務所、市内観光案内所、上越市役所南・北出張所、市立公民館、リージョンプラザ上越、教育プラザ、埋蔵文化財センター、釜蓋ガイダンス施設、高田図書館、直江津学びの交流館、市民プラザ、上越妙高駅周辺のレンタカー会社

③ 市ホームページ等での周知

- ・市ホームページ「上越の食育」の中で地産地消推進の店を紹介。
- ・市ホームページ「上越観光 N a v i」の中の「上越市のごっつお」で地産地消推進の店を紹介。上越観光イメージポスター「上越のごっつお」編の QR コードから読み取り、スマートフォンからの検索も可能。
- ・その他、上越市環境フェア、オーレンプラザオープニングイベント、食育フォーラム、各種講演会等で周知。

上越観光イメージポスター
「上越市のごっつお」 →



④ 地産地消推進の店PRキャンペーン「おいしいね！上越の食材と発酵食品」の実施

- ・平成29年11月1日から平成29年11月30日まで開催
- ・参加店舗20店、応募者数延べ746人
- ・応募者の構成

① 男女別

性別	人数(人)	%
男	305	40.9%
女	441	59.1%
無回答	0	0.0%
計	746	100%

② 年代別

年代	人数(人)	%
10代	19	2.5%
20代	77	10.3%
30代	107	14.3%
40代	106	14.2%
50代	149	20.0%
60代	139	18.6%
70代	126	16.9%
無回答	23	3.1%
計	746	100.0%

③ 居住地別

居住地	人数(人)	%
上越市内	631	84.6%
新潟県内 (上越市以外)	85	11.4%
新潟県外	26	3.5%
無回答	4	0.5%
計	746	100.0%

- ・キャンペーンについて

① 今回のキャンペーンを知っていましたか。

項目	人数(人)	%
知っていた	194	26.0%
知らなかった	509	68.2%
無回答	43	5.8%
計	746	100.0%

② 今回のキャンペーンはどうでしたか。

項目	人数(人)	%
とても良かった	307	41.2%
良かった	357	47.9%
あまり良くなかった	6	0.8%
良くなかった	7	0.9%
無回答	69	9.2%
計	746	100.0%

③ 「上越市地産地消推進の店」をご存知でしたか。

項目	人数(人)	%
知っていた	247	33.1%
名前なら聞いたことがあった	205	27.5%
知らなかった	245	32.8%
無回答	49	6.6%
計	746	100.0%

<参加店舗の声>

- ・観光客が多いシーズン（4月～10月）に実施し、県内外にアピールしてほしい。
- ・飲食店として、効果のあるPR方法は何か常に課題にしている。行政と民間とで、協力してPRできる方法が見つかるといいと思っている。
- ・魚や上越野菜より対象品のインパクトがない様子だった。
- ・広報や新聞で見たが、一般市民への周知は難しい。参加店舗が少ないのも気になる。
- ・キャンペーンの認知度は、ほぼゼロで、実施期間も短く、販促効果を感じなかった。それでも反応はなかなか良く、地産地消に対して応援している方が多いのが嬉しく、これが実売につながり、地元が少しでも豊になればと思う。
- ・もう少し長期的にやっても良かったように思う。お店に置くポスターやリーフレット以外にもキャンペーンをやっていますというPRはあったのか。
- ・地元の食材が当たるのがとても良いと思った。

<応募者の声>

- ・地元の野菜（食材）を見直すいい機会だと思う。
- ・上越はいろんなお店がたくさんあるので、食材やお店のことを知るきっかけになり良かった。
- ・知らない人も多いと思う。もっと広く宣伝してほしい。
- ・地産地消を推進するなら地元だけでなく県内外もイベント情報を発信すべき。色々な人に良さを知ってもらいたい。
- ・たまたま入ったお店でキャンペーンをやっていた。もっと広報したらいいと思う。
- ・キャンペーンチラシを見て週末回っている。楽しい企画だと思う。
- ・地産地消は大切なことなので、もっと広めてほしい。

⑤ 「じょうえつ農の魅力発信 マッチングフェア」の開催

- ・3月26日（月）市民プラザで開催
- ・上越市農産物等販売促進実行委員会の主催で、市内の農業者と飲食店・小売店等との間で、農作物や農産加工品等の商談の機会を作り、市内の農産物の販売拡大と地産地消の推進を図ることを目的に実施。
- ・農業者がブースを持ち、商談シートを用いて生産する農産物等について説明。食品関係事業者等はブースを回り、個別に農業者と意見交換を行った。
- ・上越市地産地消推進の店参加店舗：12店舗（飲食店）

⑥ その他

第3次上越市食育推進計画を推進するための上越市食育推進実施計画（アクションプラン）において地産地消推進関連事業を実施。

- ・地場の食品、郷土料理を取り入れた学校給食の推進（教育総務課）
- ・地域食材による給食の提供（教育総務課）
- ・学校給食用野菜産地の育成（教育総務課）
- ・直売所情報の発信（農政課）
- ・園芸振興事業（農政課）

3 実績報告

上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱第 11 条に基づく実績報告を実施。

対象：上越市地産地消推進の店 全店舗（小売店 55 店、飲食店等 101 店、合計 156 店）

【調査結果】

- | | | |
|-------------------|-------|----------|
| 1) 更新希望店舗・・・・・・・・ | 20 店 | |
| 2) 継続希望店舗・・・・・・・・ | 118 店 | |
| 3) 新規申請店舗・・・・・・・・ | 13 店 | |
| 4) 認定取り消し・・・・・・・・ | 5 店 | 合計 156 店 |

※色部分は昨年度より上回って実施した内容

No.	認定期間	区分	申請事業者名	代表者名	申請者住所	店舗名称	店舗住所	業態・業種	小売店							飲食店等					取組状況		
									売り出し、特 売日12回/年 以上	「上越野菜」や その加工品を60 日/年以上	地場産食材や地場 産使用の郷土料理 等の通年提供	地場産食材の 生産者表示	地場産食材80%以 上使用の料理60日 /年提供	地場産食材使 用のレシピ20/ 年提供	アンケート 調査実施	上越市産米 100%	地場産食材 使用の郷土 料理等の通 年提供	上越市産日本 酒やワイン等 の通年提供	地場産食材80%以 上使用の料理60日 /年提供	「上越野菜」やその 加工品を使用した 料理を60日/年以 上提供		アンケート調 査実施	
1	H27.6.16~H30.3.31	小売店	株式会社 ハローツウ	代表取締役 羽深 耕時	木田1-8-39	ハローツウ	木田1-8-39	スーパーマーケット	○	○		○											昨年と同様に実施
2	H27.6.16~H30.3.31	小売店	有限会社 御母家	澤海 直子	上真砂65-1	御母家 本店	上真砂65-1	餅・菓子製造、販売	○		○	○	○										昨年を上回って実施
3	H27.6.16~H30.3.31	小売店	四季菜の郷利用組合	組合長 平山 富士雄	吉川区杜氏の郷1	四季菜の郷利用組合	吉川区杜氏の郷1	農産物直売所		○	○		○										昨年と同様に実施
4	H27.6.16~H30.3.31	小売店	有限会社 高山精肉店	代表取締役 高山 康生	本町5-3-29	肉のいろは 五番街本店	本町5-3-29	精肉店	○			○											昨年と同様に実施
5	H27.6.16~H30.3.31	小売店	有限会社 朝日池総合農場	平澤 栄一	大潟区内雁子252-1	むら市場	大潟区内雁子252-1	農産物直売所	○	○	○	○	○										昨年を下回って実施
6	H27.6.16~H30.3.31	小売店	イオンリテール(株) イオン上越店	丸山 普史	富岡3457	イオン上越店	富岡3457	スーパーマーケット	○	○													昨年を下回って実施
7	H27.6.16~H30.3.31	小売店	やまや	滝沢 市平	柿崎区三ツ屋浜486-2	いつも新鮮・上越産魚・野菜の店 やまや	柿崎区三ツ屋浜486-2	魚屋			○		○										昨年と同様に実施
8	H27.6.16~H30.3.31	飲食店等	佐渡見亭	高野 武夫	柿崎区上下浜426	佐渡見亭・浜人	柿崎区上下浜426	割烹								○	○	○	○	○			昨年と同様に実施
9	H27.6.16~H30.3.31	飲食店等	黒倉ふるさと振興株式会社	代表取締役 古澤 公男	板倉区久々野1624-1	糸しんの里 やすらぎ荘	板倉区久々野1624-1	食堂、旅館								○		○	○				昨年と同様に実施
10	H27.6.16~H30.3.31	飲食店等	柿崎総合開発株式会社	代表取締役 川瀬 健	柿崎区上下浜262	マリンホテル ハマナス	柿崎区上下浜262	ホテル									○	○	○	○			昨年と同様に実施
11	H27.6.16~H30.3.31	飲食店等	寿し処 なかに	小田 正昭	仲町4-3-4	寿し処 なかに	仲町4-3-4	居酒屋								○	○	○	○				昨年と同様に実施
12	H27.6.16~H30.3.31	小売店	有限会社 あやめフード	辻 勉	頸城区百間町1035	有限会社 あやめフード直売所	頸城区湯川東1172	農産物直売所			○		○										昨年と同様に実施
13	H27.6.16~H30.3.31	小売店	株式会社 中島食品	代表取締役 中島 靖広	本城町4-69	株式会社 中島食品	本城町4-69	豆腐製造販売	○				○										昨年と同様に実施
14	H27.6.16~H30.3.31	飲食店等	デュオ・セレッソ	代表取締役 東山 忠之	西城町3-5-20	デュオ・セレッソ	西城町3-5-20	冠婚葬祭									○	○	○	○			昨年と同様に実施
15	H27.6.16~H30.3.31	飲食店等	有限会社 ホテル見はらし	代表取締役 佐藤 豊	大潟区九戸浜238-3	潮風薫る宿 みはらし	大潟区九戸浜238-3	旅館								○	○	○	○	○			昨年と同様に実施
16	H27.6.16~H30.3.31	飲食店等	株式会社 大黒屋	代表取締役 田中 正人	仲町4-5-2	旬魚料理と地酒の店 大黒屋	仲町4-5-2	レストラン								○	○	○	○				昨年と同様に実施
17	H27.6.16~H30.3.31	飲食店等	株式会社 宮崎商店	代表取締役 宮崎 一	南本町3-5-4	TOMMY SAY	仲町4-7-24	イタリアン										○	○				昨年と同様に実施
18	H27.6.16~H30.3.31	飲食店等	旬菜 かがりび	松本 久子	東雲町2-10-19	旬菜 かがりび	東雲町2-10-19	居酒屋								○	○	○	○	○			昨年を上回って実施
19	H27.6.16~H30.3.31	飲食店等	炭火焼ミートダイニング 肉ろ漫	村山 大貴	西本町3-10-1	炭火焼ミートダイニング 肉ろ漫	西本町3-10-1	居酒屋										○	○				昨年と同様に実施
20	H27.6.16~H30.3.31	飲食店等	手打ちらーめん まるとく	高木 浩美	下門前2287	手打ちらーめん まるとく	下門前2287	ラーメン								○		○					昨年と同様に実施
21	H27.6.16~H30.3.31	小売店	株式会社ナルス	代表取締役 森山 仁	藤巻6-50	株式会社 ナルス 南高田店	上中田北部土地区画整理事業地内1街区	スーパーマーケット		○	○	○											昨年と同様に実施
22	H27.6.16~H30.3.31	小売店				株式会社 ナルス 浦川原店	浦川原区長走547	スーパーマーケット			○	○											
23	H27.6.16~H30.3.31	飲食店等	株式会社 晴山荘	小菅 英晴	大貫2-17-22	株式会社 晴山荘	大貫2-17-22	割烹・旅館								○	○	○	○	○			昨年と同様に実施
24	H28.4.1~H31.3.31	飲食店等	株式会社 かまた	釜田 和幸	板倉区長嶺598-1	割烹 かまた	板倉区長嶺598-1	割烹									○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
25	H28.4.1~H31.3.31	飲食店等	有限会社 池田屋	取締役社長 池田光一	上名柄1018	寿し割烹 池田屋	上名柄1018	割烹								○	○	○	○	○			昨年と同様に実施
26	H28.4.1~H31.3.31	飲食店等	合名会社 松風園	代表社員 笹川 善一	中央5-12-18	藤作 別館	本町3-2-29	割烹									○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
27	H28.4.1~H31.3.31	飲食店等	野菜フレンチ サブリーユ	丸山 悠太	大潟区上小船津浜714	野菜フレンチ サブリーユ	大潟区上小船津浜714	レストラン								○		○	○	○	○		昨年と同様に実施
28	H28.4.1~H31.3.31	飲食店等	八千代	松井 正	名立区名立大町175-8	道の駅うみでらす名立(八千代)	名立区名立大町4280-1	食堂								○		○					昨年と同様に実施
29	H28.4.1~H31.3.31	小売店	株式会社 大潟地域活性化センター	水澤 三夫	大潟区九戸浜241-8	鶴の浜人魚館(お土産コーナー・店頭販売)	大潟区九戸浜241-8	スーパーマーケット		○		○	○										昨年と同様に実施
30	H28.4.1~H31.3.31	飲食店等				鶴の浜人魚館(お食事処 海風)	大潟区九戸浜241-8	レストラン											○	○			
31	H28.4.1~H31.3.31	小売店	有限会社 御母家	澤海 直子	上真砂65-1	御母家 富岡店	富岡645-1	餅・菓子製造、販売		○	○	○	○										昨年を上回って実施
32	H28.6.30~H31.3.31	飲食店等	一般財団法人糸しんの里観光公社	理事長 渡邊 信夫	板倉区米増27-4	糸しんの里記念館	板倉区米増27-4	レストラン									○	○	○	○			昨年と同様に実施
33	H28.6.30~H31.3.31	飲食店等	旬菜居酒屋 農民	福永 岳彦	東雲町2-4-51	旬菜居酒屋 農民	東雲町2-4-51	居酒屋									○	○	○	○			昨年と同様に実施
34	H28.6.30~H31.3.31	飲食店等	株式会社グランドホテルみかく	代表取締役 近藤 誠一	大潟区九戸浜239	美味海食 汐彩の湯みかく	大潟区九戸浜239	旅館									○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
35	H28.6.30~H31.3.31	飲食店等	有限会社ジャンプ	取締役 佐藤 豊	大潟区雁子浜323-7	割烹 明治庵	大潟区雁子浜323-7	割烹								○		○	○	○			昨年を下回って実施
36	H28.6.30~H31.3.31	飲食店等	有限会社フードショップわすけ	代表取締役 佐藤 一	柿崎区上下浜1637	お食事の館・旅人の宿 わすけ	柿崎区上下浜1637	旅館								○	○	○	○	○	○		昨年と同様に実施
37	H28.6.30~H31.3.31	飲食店等	旅館 越路荘	代表社員 山田 武義	中央1-1-4	旅館 越路荘	中央1-1-4	旅館										○	○	○	○		昨年と同様に実施
38	H28.6.30~H31.3.31	飲食店等	雁木BAR ZAiGO	高原 国博	仲町4-3-3	雁木BAR ZAiGO	仲町4-3-3	BAR									○	○	○				昨年を上回って実施
39	H28.6.30~H31.3.31	小売店	株式会社ソフィー	代表取締役 山崎 美矢子	南城町1-13-21	おいしいパンの店ソフィー	南城町1-13-21	パン屋				○	○										昨年と同様に実施
40	H28.6.30~H31.3.31	飲食店等	手打ちそば 喜楽	小塚 君代	国府1-8-2	手打ちそば 喜楽	国府1-8-2	食堂										○	○				昨年と同様に実施
41	H28.6.30~H31.3.31	小売店	自家製天然酵母パン こびと窯	筈川 基次	頸城区上吉1920-10	自家製天然酵母パン こびと窯	頸城区上吉1920-10	パン屋	○			○											昨年と同様に実施
42	H28.6.30~H31.3.31	飲食店等	イタリアンレストラン 関川テラス	小川 一雄	下門前837-3	イタリアンレストラン 関川テラス	下門前837-3	レストラン										○	○	○	○		昨年を下回って実施
43	H28.6.30~H31.3.31	飲食店等	割烹しゃぶしゃぶ 半兵衛	田中 義明	仲町3-1-5	割烹しゃぶしゃぶ半兵衛	仲町3-1-5	割烹								○		○	○	○			昨年と同様に実施
44	H28.6.30~H31.3.31	飲食店等	Jホールディングス株式会社	代表取締役 早川 寿男	西本町4-18-12	7つのおもてなし	大和5-192-5 SAKURAプラザ内	食堂								○		○	○				昨年と同様に実施

No.	認定期間	区分	申請事業者名	代表者名	申請者住所	店舗名称	店舗住所	業態・業種	小売店						飲食店等					取組状況			
									売り出し、特 売日12回/年 以上	「上越野菜」や その加工品を60 日/年以上	地場産食材や地場 産使用の郷土料理 等の通年提供	地場産食材の 生産者表示	地場産食材80%以 上使用の料理60日 /年提供	地場産食材使 用のレシピ20/ 年提供	アンケート 調査実施	上越市産米 100%	地場産食材 使用の郷土 料理等の通 年提供	上越市産日本 酒やワイン等 の通年提供	地場産食材80%以 上使用の料理60日 /年提供		「上越野菜」やその 加工品を使用した 料理を60日/年以 上提供	アンケート調 査実施	
135	H29.4.1～H32.3.31	小売店	特定非営利活動法人食の工房ネットワーク	理事長 小林 元	下正善寺1027-2	正善寺工房	下正善寺1027-2	農産物加工体験施設		○			○										昨年と同様に実施
136	H29.4.1～H32.3.31	小売店	合資会社 山本味噌醸造場	山本 信次	中央1-13-4	合資会社山本味噌醸造場 本店	中央1-13-4	みそ製造・販売		○	○		○										昨年と同様に実施
137	H29.4.1～H32.3.31	小売店				合資会社山本味噌醸造場イトーヨーカドーエルマール店	西本町3-8-8	みそ製造・販売		○	○		○										
138	H29.4.1～H32.3.31	小売店	土の香工房cotocoto	早津 薫	丸山新田183-1	土の香工房COTOCOTO	丸山新田183-1	食品販売		○	○	○	○										昨年と同様に実施
139	H29.4.1～H32.3.31	飲食店等	川上笑学館	太田 修	牧区切光1438	川上笑学館	牧区切光1438	食堂・旅館								○	○	○	○	○			昨年と同様に実施
140	H29.4.1～H32.3.31	飲食店等	お食事処 弘光	五位野 淳一	大豆2-7-10	お食事処 弘光	大豆2-7-10	食堂									○	○	○	○			昨年と同様に実施
141	H29.4.1～H32.3.31	飲食店等	膳処椿庵(ハーバルスバ&ホテル元気内)	小林 保廣	新光町3-1-1	膳処椿庵(ハーバルスバ&ホテル元気内)	新光町3-1-1	レストラン									○	○	○	○			昨年と同様に実施
142	H29.4.1～H32.3.31	飲食店等	cookingistovekitchenstudio いべまり	井部 真理	東城町1-1-38	kitchenstudio いべまり	東城町1-1-38	食堂								○	○						昨年と同様に実施
143	H29.4.1～H32.3.31	飲食店等	一般財団法人ふしの里観光公社	理事長 渡邊 信夫	板倉区米増27-4	いたくら亭	板倉区針894-3	レストラン									○	○	○				昨年を下回って実施
144	H29.5.30～H32.3.31	飲食店等	株式会社北信越地域資源研究所	代表取締役 平原 匡	大和1-6-14	フルサットカフェ	大和5-26-1(フルサット内)	食堂								○	○						
145	H29.5.30～H32.3.31	飲食店等	NIKU BAR 18	渡辺 淳	仲町4-6-12 SKビル1F	NIKU BAR 18	仲町4-6-12 SKビル1F	ワインバー								○	○	○	○	○			
146	H29.5.30～H32.3.31	飲食店等	株式会社レジャーリユクシー	代表取締役 宮木 和範	高土町3-8-4	四季邸 一縷(いちる)	下源入320	居酒屋									○	○					
147	H29.5.30～H32.3.31	小売店	三和牛乳	梨本 一郎	三和区大2042	三和牛乳	三和区大2042	搾乳処理販売				○	○										
148	H29.5.30～H32.3.31	小売店	株式会社イトーヨーカ堂 直江津店	店長 大鷲 広行	西本町3-8-8	イトーヨーカドー 直江津店	西本町3-8-8	総合スーパー	○	○	○	○	○										
149	H29.5.30～H32.3.31	小売店	そうざい ゆうちゃん	久保田 優子	西城町3-11-9	お惣菜 ゆうちゃん	西城町3-11-9	惣菜製造販売					○										
150	H29.5.30～H32.3.31	飲食店等	えちご上越農業協同組合	代表理事 藤山 作次	藤巻5-30	あるるんの杜 六花の里	大道福田621	レストラン								○		○	○	○			
151	H29.5.30～H32.3.31	小売店				あるるんの杜 杜もりモール	大道福田621	加工製造直売	○	○		○	○		○								
152	H29.5.30～H32.3.31	飲食店等	Sucré	井上 沙緒里	土橋1441-17	Sucré シュクレ	土橋1441-17	カフェ												○	○		
153	H29.5.30～H32.3.31	小売店	株式会社ナルス	代表取締役 森山 仁	大貫4-4-22	ナルス高田西店	大貫4-4-22	スーパーマーケット				○	○	○									
154	H29.5.30～H32.3.31	小売店	八百屋の土田	土田 竜吾	東本町1-3-49	八百屋の土田	東本町1-3-49	八百屋				○		○									
155	H29.5.30～H32.3.31	飲食店等	特定非営利活動法人 よもぎの会	小林 良子	牧区原991	特定非営利活動法人 よもぎの会	牧区原991	加工品販売								○	○		○	○	○		
156	H29.5.30～H32.3.31	飲食店等	株式会社 やすね	代表取締役社長 安田 浩	仲町2-2-3	株式会社 やすね	仲町2-2-3	割烹										○	○	○			
平成29年度 合計									19	37	32	37	27	1	1	65	67	91	85	54	2		

平成 30 年度 地産地消推進事業について

1 地産地消推進の店募集

- ・通年で募集（随時受付）
- ・受付状況により認定会議を開催する
- ・認定状況

	店舗数	内 訳		事業者数
		小売店	飲食店等	
平成 30 年 4 月末合計	156 店	55 店	101 店	121 事業者
認定取消（閉店・辞退等）	△5 店	△2 店	△3 店	△5 事業者
平成 30 年度会議（平成 30.5.31）予定	10 店	2 店	8 店	8 事業者
合 計	161 店	55 店	106 店	124 事業者

（平成 30 年 5 月末予定）

2 取組、PR 事業

① 販売促進用資材の交付

- ・新規認定店へ認定証及び販売促進用資材を交付。
- ・屋外に掲出しているのぼり旗について、色あせ・ほつれ等の消耗が見られるため、新たにのぼり旗などを希望する店舗に交付。



② 「上越市地産地消推進の店ガイドブック」を作成

- ・8月上旬に完成予定
- ・印刷部数：7,000部
- ・地産地消推進の店、市内施設等に配布予定

③ 市ホームページ等での周知

- ・市ホームページ「上越の食育」の中で地産地消推進の店を紹介
- ・上越市環境フェア、食育フォーラム、各種イベントにて周知

④ 地産地消推進の店PRキャンペーンの実施

- ・別紙「地産地消推進の店PRキャンペーン概要（案）」参照

⑤ その他

第3次上越市食育推進計画を推進するための上越市食育推進実施計画（アクションプラン）において地産地消推進関連事業を引き続き実施。

- ・地場の食品、郷土料理を取り入れた学校給食の推進（教育総務課）

- ・地域食材による給食の提供（教育総務課）
- ・学校給食用野菜産地の育成（教育総務課）
- ・直売所情報の発信（農政課）
- ・園芸振興事業（農政課）

3 年度末実績報告

- ・上越市地産地消推進の店認定事業実施要綱第 11 条に基づく実績報告を実施。
実施予定時期 2 月上旬～

4 地産地消進店 認定の更新

- ・地産地消推進の店認定事業実施要綱第 8 条に基づく認定の更新を実施。
実施予定時期 2 月上旬～

※更新対象店舗

年度	認定期間	店舗数	内 訳		事業者数
			小売店	飲食店等	
28	平成 28. 4. 1～31. 3. 31	8	6	2	7
	平成 28. 6. 30～31. 3. 31	19	17	2	19
合計		27	23	4	26

(平成 30 年 5 月末)

平成 30 年度 地産地消推進の店キャンペーン実施概要（案）

1 目的

上越市の地産地消を推進するとともに、上越市地産地消推進の店の利用促進を図る。

2 内容

- ① 11 月中（1 ヶ月）の開催
- ② 地産地消推進の店から、テーマ食材を使った料理及び商品を提供してもらう。
- ③ 参加店舗にアンケート用紙を配付し、来店者が対象の料理及び商品を注文した場合に、アンケート用紙を手渡す。
- ④ アンケート回答者に食事券や上越産品の詰合せなどの景品が当たる。
- ⑤ キャンペーン終了後、参加店舗のみ使用可能な食事券を当選者に発送し、再度「地産地消推進の店」を利用してもらう。

3 テーマ食材候補

- ・畜産物（牛肉、豚肉、牛乳、卵）
 - ・米
 - ・特にテーマを設けず、参加店舗がおすすめする上越産品を使用
- 【参考】 H27：上越野菜、H28：海の幸、H29：発酵食品

4 予算

内容	金額	備考
地産地消キャンペーンチラシ、ポスター印刷 (チラシ 4,000 部、ポスター 100 部)	189,000 円	上越市
○地産地消推進キャンペーン景品		
参加店舗共通食事券 5,000 円× 5 セット	95,000 円	上越市農林水産 業振興協議会
3,000 円× 15 セット		
上越産品詰合せ 3,000 円× 5 セット		
景品配送料 2,000 円× 5 セット		

5 スケジュール

時期	内容
8 月初旬	・推進店に案内配付（要項作成）
8 月下旬	・「参加意向」、「提供写真」締切 (提供写真は、対象料理及び商品)
9 月中旬	・印刷業者にデータ提供
9 月下旬	・更正、参加店舗に内容確認
10 月中旬	・チラシ、ポスター完成 → 配布開始 ・キャンペーンの PR
11 月	・キャンペーンの実施
12 月～	・景品の選定、景品発送
1 月～ 2 月	・参加店舗共通食事券使用期間
2 月～ 3 月	・食事券換金期間